



「月刊リーガルスピリット 2014年3月号」

大震災から今月で丸三年となります。あらためて、亡くなられた方々のご冥福をお祈り致します。
先日、我が家に赤ちゃんが遊びに来ました（家の弟夫婦の長男です）。
赤ちゃんとのご対面を、だれよりも楽しみにしていたのが、実は娘でした。
娘は一人っ子です。幼稚園のお迎えのとき、おともだちのお母さんたちが小さい子を連れているのを見て、「ちっちゃいねえ！　かわいいねえ！」と喜んでいます。
ふだん、口には出しませんが、自分も弟や妹がほしいなあ、と思っているようです。
赤ちゃんを自分の弟だと思い込んでいるようで、赤ちゃんをだっこしたり、
ミルクをあげようしたり、絵本を読んであげようしたり
(そもそも、まだ字を読めませんが・・・)。
「おねえさんらしく」振る舞おうと、一所懸命でした（ほとんど空回りしてましたが・・・）。
そんなおねえちゃんの熱意（？）が伝わったのか、赤ちゃんもぐずることもなく、
終始ごきげんでした。
そして、皆でひなまつりのお祝いも一緒に。ちらし寿司やハマグリのお吸い物、
雑あられなどを食べ、なぜかクリスマスソングを聴きながらお祝いです。
家族で楽しい時間を過ごすことができました。
3歳ちがいでるので、これからも、きょうだいのように育っていってほしいなと願っています。



近況のご報告

先月のニュースレターでお知らせしておりましたとおり、
2月18日、再度、岩手県宅建業協会一関支部様の研修会に
講師としてお呼びいただきました。
今回の研修会のテーマは、前回の新庄・最上支部様と同じく、
会員様の関心が特に高い、賃貸物件の明渡しの手続きです。
約2時間という長丁場でしたが、皆様、たいへん熱心に
ご聴講いただきまして、誠にありがとうございました。
一関支部様の研修会も、今後継続して行われることですので、
さらに講演のスキルに磨きをかけて参ります。
そして、新庄・最上支部様の方では、次回の研修会は5月に予定
されています。次回のテーマは、現時点では未定ですが、前回同様、
会員様の関心の高い分野を選び、鋭意進めて参ります。
さらに今月に入りまして、3月5日、一関信用金庫様にご依頼を
いただきまして、相続関係のセミナーの講師を務めさせていただきました。
以前に新庄信用金庫様からもご依頼をいただきましたが、今回も、
金庫の行員様を対象とした社内研修です。
信金様のお客様にはご高齢の方が多く、行員の皆様がお客様で、
相続についていろいろご質問をいただくことが多いため、
お客様とのやり取りのスキルアップを図るため、
今回のセミナーを仰せつかりました。
相続争いを未然に防止するためには、弁護士をどんどん活用して
いただく必要があります。今回のセミナーがそういったアピールに
つながっていけば幸いです。

今月のコラム

またまた前回からの続きで、今回も「遺留分」のお話です。

以下のお話は、あくまでも私個人の見解です。

戦前の旧家族法の規定は、我が国の文化、風土に根差したきわめて合理的なものでした。旧家族法の根底にあったのは、「家父長制」であり、家父長優先の不平等主義です。人には人それぞれ、様々な特質、属性、個性があります。それらを無視して、すべての人を機械的に平等に扱うのは、欧米流の平等思想であり、このようなイビツな考え方は、我が国の文化、風土とは、そもそも相容れません。

本来の家父長制のもとでは、子供は平等でないのが当然でした。
子供を不平等に扱うことこそ、家族の幸福のために必要なことだったのです。

長男(家督)は、先祖代々の家、財産、家業を守り、先祖の祭祀一切を引き継ぎます。従って、その家に属する一切の財産は、長男ひとりだけが相続します(これを、「家督相続」と言いました)。

単に財産だけをもらうのではなく、先祖代々のこと、家のこと一切の義務、しがらみも一手に引き継ぐのであり、その負担は大変重かったです。

そして、次男、三男以下の子供は、家に残り、長男を助けて家を、家業を盛り立てていくということもできましたし、家を出て独立する(別家、分家を立てる)こともできました。

家長は、次男、三男が独立する際には、別家、分家としてきちんと身が立つように、十分な経済的な援助をしてあげました。

ただ、女性については、「女は他家に嫁げばその家の者であり、当家の者にあらず」という当時の価値観から、そもそも相続人として扱われていませんでしたので、男女平等という現代の価値観には合致しません。女性については、かつての次男、三男らと同様の扱いを認めるべきである、というのが私の考えです。

いずれにせよ、一見不平等とも見える家督相続の制度が、実は、子供ひとりひとりの身が立つように配慮された、きわめて合理的で平等な制度であったことがご理解いただけたかと思います。



代表弁護士
小原恒之



山形常駐弁護士
武田芳人



発行
2014年3月17日

〒021-0885 岩手県一関市田村町3-2 上の橋ビル3階
電話: 0191-34-8471 FAX: 0191-34-8472
弁護士法人リーガルスピリット 一関法律事務所

〒996-0027
山形県新庄市本町4-33 こらっせ新庄5階
予約用フリーダイヤル: 0120-0783-14
電話: 0233-32-0461
FAX: 0233-32-0462
弁護士法人リーガルスピリット 新庄法律事務所
代表弁護士 小原恒之(おばら・ちかゆき)